

ハバロフスク日本センター
「ビジネスマンクラブ」規約

1. 名称

- 「ハバロフスク日本センタービジネスマンクラブ」（以下文書内で「クラブ」と表記する。）
- 本クラブは、独自の規約とロゴを有するビジネスマンの非営利組織である。

2. 本クラブの主な課題

- ハバロフスク地方行政府と日本国総領事館と協力し、日露経済関係の発展促進のための活動を行うこと。

3. 組織構成

本クラブは以下の部門から成る：

- 観光部門
- 金融部門
- 中小企業部門
- その他諸分野に関する部門
- ビジネスマッチング部門
- 保健部門

4. 本クラブの活動の管理（調整）

- 本クラブの活動の管理（調整）は、各部門の部門長と各部門での活動に関する顧問であるハバロフスク日本センター所長が行う。部門長は、各部門ごとに実施される会議において選挙によって選出される。

5. 本クラブの運営機関

- 本クラブ会員総会をクラブ運営機関とする。本クラブ会員総会の権限は以下の通りとする：

1. クラブ規約の変更
2. 本クラブ名義での決定、申請及び申告
3. 本クラブからの会員の除名

決定は、普通投票により行われる。クラブ会員名簿の50%以上出席の場合において、総会での決定は効力を有するものとみなされる。投票に出席するクラブ会員の過半数の賛成により、可決される。クラブ規約の変更は、クラブ会員名簿の3分の2以上の賛成多数で可決される。

6. クラブ会員

- ビジネスマンクラブの2名以上の現会員又はセンター所長の推薦を受けたハバロフスク日本センターの同窓生がビジネスマンクラブの会員となることができる。

- クラブ会員となることを希望する者とその会社は、クリーンでオープンなビジネスを行っており、ビジネス界でよい評判を有すること。

7. 主な活動内容

- 日露経済関係の発展促進のために必要不可欠な共通課題に関する解決策の公表
- ビジネス情報の交換、日露間のビジネス界でのビジネスマッチング
- 新たなビジネスの可能性と有望な案件の立案及び実行
- 日本ビジネス代表団の受け入れとロシア代表団の結団
- 様々な会議や会談への参加
- 各部門での定期的な会議の開催
- 最低6ヶ月に1度の総会の実施
- 日露協力関係発展のためのハバロフスク地方行政府への提案準備
- 本クラブのブックレットの立案と作成
- ビジネス以外での交流

8. クラブ会員の権利

- ハバロフスク日本センター及び在ハバロフスク日本国総領事館からの以下について支援を受けること。
 - －日本企業代表とのアポイント取り付け及び企業訪問
 - －日本企業との関係構築及びビジネスパートナー探し
 - －日本とのビジネスを行う上で必要不可欠な情報の入手
 - －日本企業とビジネスを行うための在ハバロフスク日本国総領事館及びハバロフスク日本センターからの推薦
 - －日本企業との相互信頼関係の構築
 - －ハバロフスク日本センターを通しての日本から専門家又はコンサルタントの招へい
- 日露企業間でのビジネス向上のため、自身の提案を行うこと。
- 日本の企業や組織への広報のために本クラブのブックレットに自身の企業についての概要を記載すること。
- クラブ会員であることの証明書を受領すること。
- 自身の企業活動で、本クラブのロゴを使用すること。

9. クラブ会員の義務

- クリーンでオープンなビジネスを行い、ビジネス界で良い評判を保つこと。
- 特段の事情がない限り、あらゆる本クラブの会議と自身の所属する部門の会議に出席すること。
- 本クラブの活動に積極的に参加すること。
- 本クラブの主な課題の実現のため積極的に協力すること。
- 2年毎にクラブ会員の更新を行うこと。
- クラブの活動に関わる行事への欠席について速やかに通知すること。

10. クラブの会員期間

クラブの会員期間は2年とする。会員期間の延長の条件は以下の通り：

- クラブの活動に積極的に参加していること。
- クリーンでオープンなビジネスであること。

11. クラブ会員からの除名

- クラブ規約にて規定されている義務を恒常的に履行しない場合、クラブの総会にてクラブ会員からの除名が決定される。

12. ハバロフスク日本センターは、在ハバロフスク日本国総領事館の協力のもと、本クラブの活動に最大限協力する。